

# けんぽQ & A

Series 22

- Q** 先日、海外旅行に行ったとき、体の調子が悪くなり病院に行きました。  
もちろん、日本ではないので全額、医療費を支払ったのですが、医療費の一部は返還していただけるのですか？

- A** はい！医療費の返還はできます。

まず、現地の病院では全額負担していただき、あとで「療養費支給申請書」を提出していただいたら、支給決定日における外国為替ルートを基に支給額の計算をいたします。

なお、返還金のなかで認めてているのは、保険診療および療養費として治療しているものに限られ、美容整形など、ぜいたく診療は含まれません。  
療養を目的として海外へ出向し、治療を受けたときは支給されません。

添付書類 ・ 「療養費支給申請書」（ホームページより印刷）

- ・ 「領収明細書」または「診療内容明細書」  
※ 内容が外国語で記入されている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の氏名・住所を記載したもの）を添付しなければなりません。